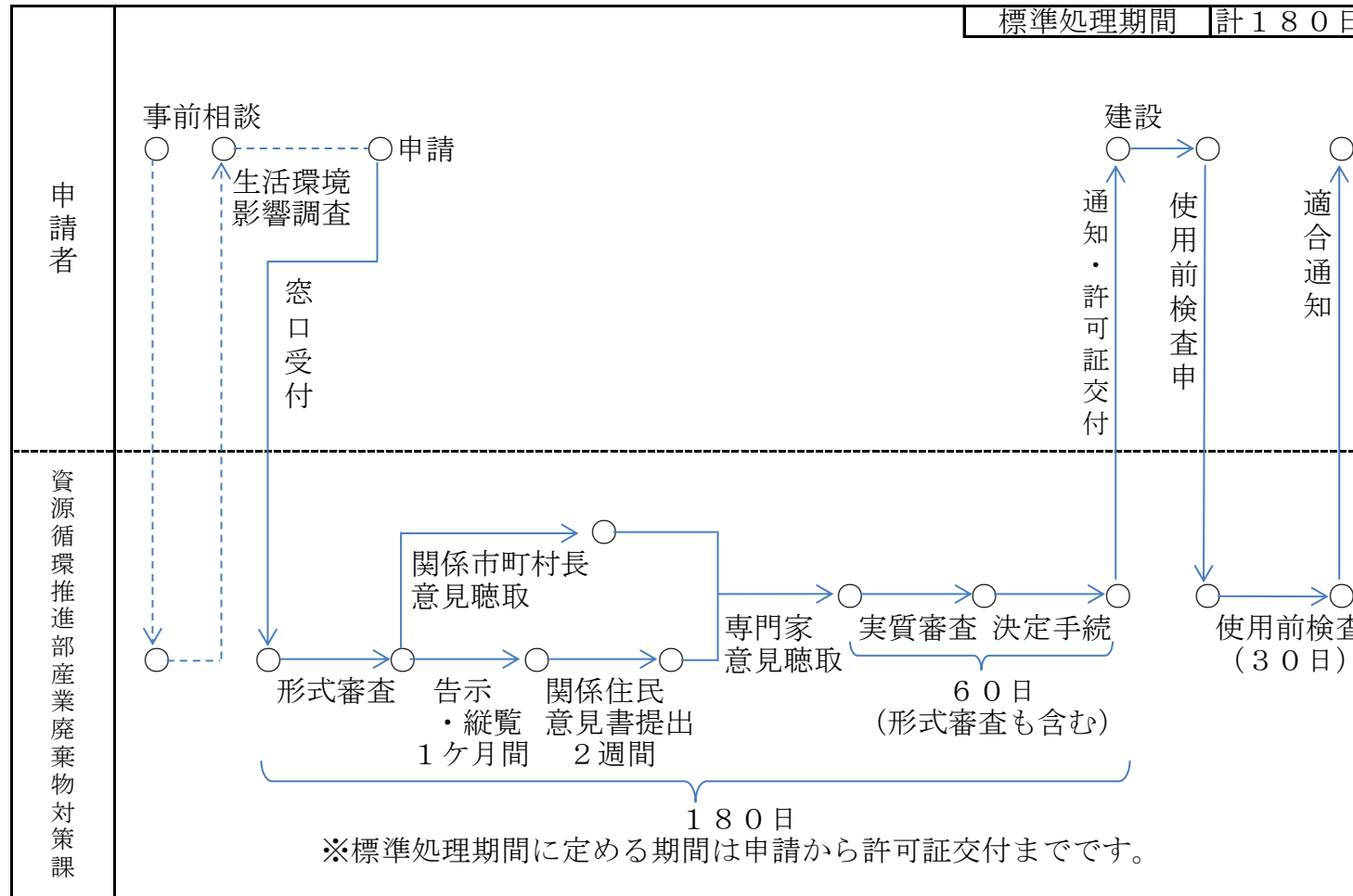


事務処理フロー図

作成部署 環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当 電話 42-861

事務名 産業廃棄物処理施設の設置許可 (焼却施設・最終処分場・PCB処理施設)

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

番号	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	関係市町村長意見聴取	生活環境保全上関係のある市町村長から意見を聞きます。
3	告示・縦覧	許可申請書及び生活環境影響調査書を定められた場所において、一定期間公開します。
4	関係住民意見書提出	利害関係のある方は、意見書を提出することができます。
5	専門家意見聴取	生活環境の保全について、専門的知識を有する方から意見を聞きます。
6	実質審査	申請書の内容について審査基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に適合するか審査します。
7	決定手続	許可の諾否について、資源循環推進部長が決定します。
8	通知	申請者に通知します。
9	使用前検査申請	建設した施設が、基準に適合しているかどうかの検査を(申請者が)受けるための申請です。
10	適合通知	使用前検査を行った結果、建設した施設が基準に適合していることを申請者に通知します。